

## 仮使用承認基準

### 1 知事（特定行政庁）が承認を行う場合

#### (1)新築の建築物等

仮使用の対象が、新築の建築物又は増築工事における増築部分である場合には、次の①から③までによるものとする。

① 仮使用部分は、下記項目について、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）の規定及び消防法（昭和 23 年法第 186 号）の規定にそれぞれ適合していること。

- イ 令第 112 条の防火区画
- ロ 令第 5 章第 2 節の廊下、避難階段及び出入口
- ハ 令第 5 章第 3 節の排煙設備
- ニ 令第 5 章第 4 節の非常用の照明装置
- ホ 令第 5 章第 5 節の非常用の進入口
- ヘ 令第 5 章の 2 の特殊建築物等の内装
- ト 令第 129 条の 13 の 3 の非常用の昇降機
- チ 消防法第 17 条の消防用設備等

② 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等により、防火上有効に区画されていること。

③ 工事計画に応じて、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、防火管理の体制等が適切に計画されていること。

#### (2)既存の建築物

仮使用の対象が、増築、改築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事を行う既存の建築物である場合には、次の①から③までによるものとする。

① 仮使用部分は、次のイからホに定めるところによること。

- イ 令第 112 条第 9 項及び第 14 項（同条第 9 項に係る部分に限る。）の規定に適合していること。ただし、防火区画に用いられる建築基準法（昭和 25 年法第 201 号）第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備は、令第 112 条第 14 項第二号イ及びロの要件を満たすものであればよい。
- ロ 仮設屋外階段、仮設梯子等が、建築物の形態、使用状況等に応じて適切に配置されている場合を除き、令第 120 条、第 121 条及び第 125 条第 1 項の規定に適合していること。
- ハ 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階における直通

階段の幅員の合計が、その直上階以上の階のうち床面積が最大の階における床面積 100 m<sup>2</sup>につき 30cm の割合で計算した数値以上確保されていること。

ニ 小規模な居室、バッテリー内蔵型の非常用照明等の設置により床面においておおむね 1 ルックス程度の明るさが確保されている建築物の部分又は夜間使用がない建築物で十分の明るさを確保できる窓等の開口部が設けられている場合を除き、令第 126 条の 4 及び第 126 条の 5 の規定に適合していること。

ホ 消防機関において、消防活動上支障がないと認める措置が講ぜられている場合を除き、令第 126 条の 6 及び第 126 条の 7 の規定に適合していること。

② イ 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等により、防火上有効に区画されていること。

ロ 工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙の設備の風道の吹出口等が、鉄板その他の不燃材料で塞がれていること。

③ 工事計画に応じた避難施設等に係る代替措置、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、防火管理の体制等が適切に計画されていること。

## 2 建築主事が承認を行う場合

仮使用部分は、下記項目について令の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合しており、かつ、手直し工事等がある場合は、当該工事が避難施設等の機能に支障を及ぼさないものであること。

イ 令第 112 条の防火区画

ロ 令第 5 章第 2 節の廊下、避難階段及び出入口

ハ 令第 5 章第 3 節の排煙設備

ニ 令第 5 章第 4 節の非常用の照明装置

ホ 令第 5 章第 5 節の非常用の進入口

ヘ 令第 5 章の 2 の特殊建築物等の内装

ト 令第 129 条の 13 の 3 の非常用の昇降機

チ 消防法第 17 条の消防用設備等